

府（県）費負担教職員給与費等の権限移譲に伴う財源の不足額について、国による適切な財政措置を求める意見書の提出について

府（県）費負担教職員給与費等の権限移譲に伴う財源の不足額について、国による適切な財政措置を求める意見書を次のとおり提出する。

平成28年3月25日提出

提出者 市 会 議 員 全 員

平成 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣，財務大臣，文部科学大臣 宛て

京 都 市 会 議 長 名

府（県）費負担教職員給与費等の権限移譲に伴う財源の不足額について、
国による適切な財政措置を求める意見書

府（県）費負担教職員給与費等の権限移譲については、財政措置として、道府県・指定都市の双方にとって財政運営への影響を最小限とすること、すなわち財政中立を基本として、国が地方財政措置を検討し、適切に講じることを前提として、道府県から指定都市に個人住民税所得割2パーセントの税源移譲が行われることについて、平成25年に合意したものである。

平成29年4月の権限移譲後も、現在子どもたちに提供されている教育水準を維持・継続するためには、指定都市の財政運営に支障が生じないように、国による財政措置が必要不可欠である。

しかし、平成26年度決算に基づく本市の試算では、府が独自に措置している教職員の給与による影響等を含め、約36億円の不足額の発生が見込まれる。また、移譲に伴うシステム開発費や事務費等の財政負担も生じてきている。これは、本市財政に多大な影響をもたらすことが予測され、本市がこれまで先進的に取り組んできた教育行政の後退を招きかねない。

よって国におかれては、財政措置の具体化に向けた検討が進められていると考えられるが、府（県）費負担教職員制度に係る包括的な権限が指定都市に移譲されることに伴い必要となる財源については、移譲された権限に基づく事務が円滑に執行できるよう、下記の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 権限移譲後も現行の教育水準を維持できるよう、適切かつ確実な財政措置を行うこと。
- 2 権限移譲に伴って発生する人事給与システム開発費や事務費等についても、適切な財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。